

川崎市交通局職員の給与の口座振込取扱要綱

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年11月20日交通部規程第7号。以下「規程」という。）第31条の2の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）の口座振替による支払（以下「口座振込払」という。）の申出等に係わる取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(職 員)

第2条 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 交通局長

(2) 企業職員

(口座振込対象給与)

第3条 口座振込払の対象となる給与は、次の各号に規定するもので、電子計算機で計算されたものとする。

(1) 給料並びに当該給料の支給に併せて支給される諸手当

(2) 期末手当及び勤勉手当

(3) 給与改定が遡及して実施された場合における改定差額

2 職員は、前項各号に規定する区分ごとに選択して、口座振込払による支給を申し出ることができる。

(振込先機関及び振込先口座)

第4条 振込のできる機関（以下「金融機関等」という。）は、指定金融機関及び指定代理金融機関並びに指定金融機関又は指定代理金融機関と為替取引のある金融機関並びに収納代理金融機関とする。

2 振込のできる口座（以下「預貯金口座」という。）は、預金口座（普通預金口座（総合口座を含む。）又は当座預金口座をいう。以下同じ。）及び貯金口座（通常貯金口座（総合通帳を含む。）をいう。以下同じ。）とする。

（預貯金口座の開設及び口座数）

第5条 口座振込払を申し出る職員は、金融機関等に本人名義の預貯金口座を開設していなければならない。

2 口座振込払を受ける預貯金口座の数は、本人の申出により2口座までとする。

（口座振込払の額）

第6条 口座振込払の額は、第3条の規定により、選択した給与の支給総額から法律又は協定の規定により控除される額を差し引いた金額（以下「差引支給額」という。）とする。

2 前項の差引支給額を職員の選択により2口座に振り分ける場合の口座振込払の額は、一方の預貯金口座には申出額（別に定める額とする。）とし、他方の預貯金口座には差引支給額から申出額を差し引いた金額とする。

（一部現金払）

第7条 前条第2項に規定する申出額については、本人の申出により、当分の間現金で支給することができる。

第2章 口座振込払の申出

（口座振込払の申出）

第8条 規程第31条の2に規定する申出書は、給与口座振込申出書（兼変更届）（第1号様式）とする。この申出を変更する場合又は取消す場合についても同様とする。

2 口座振込払の申出は、企画管理部庶務課長（以下「庶務課長」という。）

に届け出るものとする。

- 3 預貯金口座の変更及び申出額の変更等を行う場合並びに口座振込払を取り消す場合は、そのつど申し出ることができる。

(手続き)

第9条 第8条第2項及び第3項の申出をしようとする職員は、第1号様式を、その所属する各課所の長（以下「所属長」という。）を経由して、庶務課長に届け出るものとする。

(口座確認)

第10条 庶務課長は、前条により提出された届出について、預貯金通帳を提示するか、又はその写しを添付する方法により、口座振込払に必要な事項を確認するものとする。

(口座振込払の手続き及び手続き結果の報告)

第11条 口座振込払は、庶務課長が磁気テープ及び資金を別表に定める指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「総括店」という。）に交付することにより行う。

- 2 総括店は、前項の規定により交付された磁気テープ及び資金に基づき口座振込払の手続きを行った結果について、振込指定日（当該給与の支給日をいう。以下同じ。）のうちに個人ごとの内訳を記載した書面により庶務課長に報告する。

(開始・変更・取消の時期)

第12条 給与の預貯金口座への振込は、当該申出を庶務課長が受理した日の属する月の翌月から開始する。ただし、11月において26日以降に受理したものについては、翌々月から開始する。

(預貯金口座からの払戻)

第13条 振込まれた給与の預貯金口座からの払戻は、振込指定日の午前10

時以後とする。

第3章 口座振込不能の処理

(口座振込不能)

第14条 口座振込払の申出のあった給与が預貯金口座に振込できない場合は現金払の方法による。この場合における給与の支払は、当該振込指定日の午後3時以後に行うものとする。

2 2口座を選択した場合において、そのうちの1口座が振込不能となったときは、当該預貯金口座のみ振込不能とする。

(口座振込不能の通知等)

第15条 振込不能が生じた場合、総括店は、当該振込指定日の正午までに、書面により、庶務課長に振込不能である旨を通知するとともに、振込不能の資金は午後3時までに返戻する。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡により通知するものとする。

(振込不能事由の確認)

第16条 庶務課長は、前条の通知を受けたときは、直ちに当該職員又は所属長に通知する。

2 前項の通知を受けた職員は、振込不能の内容について確認し庶務課長に回答する。

(変更手続)

第17条 庶務課長は、前条による確認を行った後、振込金訂正組戻依頼書（第2号様式）により、振込の訂正又は取消を指定金融機関に依頼するものとする。

2 指定金融機関は、庶務課長から前条の依頼を受けたときは、振込の訂正の場合にあっては直ちに訂正した預金口座に振込むものとし、振込の取消の場

合にあっては資金を庶務課長に返戻するものとする。

（現金による支払）

第18条 第14条第1項の規定により給与を現金払の方法で支払う場合、庶務課長は、給与等現金支給簿を作成した後、受領印を徴して当該職員に支払うものとする。

（振込不能後の取扱い）

第19条 振込不能となった職員に対する給与の支払は、以後原則として現金払の方法によるものとする。

（職員情報システムによる処理）

第20条 この要綱の規定により行うこととされている口座振込の手続等に関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部が所管するものをいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。この場合において、給与の当該預貯金口座への新規及び変更登録による振込等は、職員情報システムにより当該預貯金口座の登録が完了した日とその日の属する月の給与の支給日の7日前（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に定める休日を除く。）までの場合に限り、その日の属する月から開始する。

2 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、実施についての必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月27日から施行する。
- 2 給与の口座振込は、昭和59年10月支給給与から開始する。
- 3 前項の場合の口座振込にかかる口座確認については、一括して職員の指定した預金口座を振込先金融機関において確認する。

附 則

この改正要綱は、平成4年10月8日から施行し、平成4年9月24日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この改正要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（第１号様式に係る経過措置）

２ 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる
。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第１３条関係）

指定金融機関	株式会社横浜銀行川崎支店
収納代理金融機関	株式会社ゆうちょ銀行川崎店

--	--